

議案第 3 号

長与町個人情報保護条例及び長与町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

平成 2 9 年 3 月 7 日

長与町長 吉 田 慎 一

提案理由

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成 2 7 年法律第 6 5 号）の施行に伴い、所要の改正を行うもの。

長与町個人情報保護条例及び長与町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

(長与町個人情報保護条例の一部改正)

第1条 長与町個人情報保護条例(平成17年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第23条第1項及び第2項」の次に「(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)」を加える。

第16条第2号中「請求者」を「開示請求者」に改める。

第27条の2第1項第1号エ中「第28条」を「第29条」に改める。

第30条の2第1項中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に改める。

(長与町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第2条 長与町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第26号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第9号」を「第19条第10号」に改める。

第5条第1項中「第19条第9号」を「第19条第10号」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。